

令和3年度 低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託

特記仕様書

令和3年10月

山県市

第1章 総則

第1節 委託の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき、山口市上水道事業高富水源地及び山口市葛原プール管理棟に保管してある高圧トランスなど低濃度PCB廃棄物(廃油、遮断機、開閉器、コンデンサ等、汚染物)を収集運搬・処分するものである。

第2節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、令和3年度低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託に適用する。

2 委託業務名

令和3年度低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託

3 委託場所

収集場所 ① 岐阜県山口市高富1056-1(山口市上水道事業高富水源地)
② 岐阜県山口市葛原4493-3(山口市葛原プール管理棟)

処分場所 自社処理場

4 履行期限

契約締結の翌日から令和4年3月11日

5 業務委託対象物・数量

別添一覧表のとおり

6 法令等の順守

業務の施行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などの関係規定を順守するとともに、業務実施にあたって関連する労働安全衛生法、消防法などの関係規定について、順守しなければならない。

7 疑義の解釈

仕様書等に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第3節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受託者は、次項の書類等を提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び監督職員の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受託者の負担とする。

2 品目、様式、提出先、提出期限及び部数

No	品目	様式	提出期限	部数
1	作業責任者指定通知書	A4判	契約後 7 日以内	2
2	工程表	A4判	契約後 7 日以内	2
3	施行計画書	A4判	契約後速やかに	2
4	業務中写真	A4判	業務完了後直ちに	1
5	業務完了写真	A4判	業務完了後直ちに	1
6	業務完了報告書	A4判	業務完了後直ちに	2
7	打合せ議事録	A4判	打合せ後 5 日以内	2

第2章 委託内容

第1節 業務内容

1 業務実施時期

低濃度 PCB 廃棄物の搬出日は、原則、土日祝祭日を除くものとし、また複数日としてもよい。

収集運搬業者及び処分業者は、監督職員と搬出日及び処理場搬入日の調整を図り、協議のうえ行うこと。また、履行期限内に最終処分を終えなければならないことに留意すること。

2 運搬方法

油入変圧器など低濃度 PCB 廃棄物は、PCB 保管庫に集められ保管している状態にある。漏れ防止の金属製トレイ又は金属製容器に収納しており、うち、漏洩のある金属製トレイも運搬・処分対象に含む。

運搬業者は、PCB 保管庫から廃棄物を搬出し、トラック、タンクローリーなど車輛に積載・運搬し、処分業者へ引き渡すこと。

積替えを行う場合は廃棄物処理法の保管基準に準じること。

油入変圧器類の抜油(液抜き)場所は PCB 保管庫内又は処理場を問わない。

低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン、低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン(環境省)により必要な処置を施すこと。

処分業者は、引き渡された廃棄物の無害化処理を行い、機器筐体のほか漏洩防止容器類を含む全てを再生資源化又は最終処分すること。

油入変圧器類の抜油(液抜き)場所は保管庫又は処理場を問わない。

低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン、低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン(環境省)により必要な処置を施すこと。

3 数量の報告と確認

運搬・処分実績確認はマニフェストにより行う。

4 マニフェスト

マニフェストについては、受託者において準備するものとする。